

議案第 5 1 号

平成 2 3 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

平成 2 3 年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,805,856 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 2 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		11,932 ^{千円}
	1 使用料	11,931
	2 手数料	1
2 財産収入		6,799,782
	1 財産運用収入	15,252
	2 財産売却収入	6,784,530
3 繰入金		3,893,474
	1 基金繰入金	1
	2 他会計繰入金	3,893,473
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		667
	1 雑収入	667
6 市債		2,100,000
	1 市債	2,100,000
歳入合計		12,805,856

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等 事業費		3,462,508 ^{千円}
	1 公共用地先行取得等 事業費	3,462,508
2 公 債 費		5,690,393
	1 公 債 費	5,690,393
3 諸 支 出 金		3,632,955
	1 繰 出 金	3,632,955
4 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	12,805,856

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得 事業	千円 2,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から10年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。